

年金調査の回答例

(乙野 花子様 障害年金について)

- 障害年金を請求するためには、第一に**保険料納付要件**を満たしていなければいけません。浦添年金事務所で年金記録の確認をしたところ、花子様の場合、傷病の**初診日が平成18年9月11日**とのことで、初診日の前日である平成18年9月10日において、初診日の前々月までの直近1年間（平成17年8月～平成18年7月）までの間は、国民年金第3号被保険者であり保険料納付済期間となっておりますので、**保険料納付要件を満たしています。**
- 初診日から1年6か月後の日である平成20年3月11日が「**障害認定日**」となります。障害認定日における障害の状態を判断し、障害等級表に定める**障害等級1級か2級**に該当すれば**障害基礎年金**が支給されます。この時点（認定日以降3カ月以内）で、**病院で医師の診察を受けていない場合は、**認定日請求は事実上できないものと考えられます。なぜなら、通院していないのでカルテがないからです。
- 障害認定日には、障害の状態が1級か2級にあてはまらなかったため（病状が軽いため）障害等級

コメント [o1]: お客様から委任状をもらって記録確認をし、調査内容・年金制度の概要・今後の方針を文書化しお客様にお渡ししています。お客様が読みやすいよう、字を大きくしています。

コメント [o2]: 初診日を明記します

コメント [o3]: 理由付けで保険料納付要件の有無を説明しています。

コメント [o4]: 障害認定日は、初診日から1年6か月後の日です。文書で明記します。

コメント [o5]: 障害基礎年金の場合は、1級と2級のみです。

コメント [o6]: 事後重症請求になると予想される場合、その理由を明記します。

不該当になった場合、その後障害の状態が悪化したと考えられる場合は、65歳に達する日の前日までに「事後重症による障害年金の請求」ができます。この場合、年金請求した月の翌月分から年金が支給開始となります。（2月に書類を提出した場合、3月が支給開始月である。遡りません）

コメント [07]: 事後重症請求の説明をします。

- 障害の等級ですが、1級は「日常生活を自分ひとりで行うことが不可能である程度」、2級は「日常生活が著しく制限を加える程度」であることから、相当程度病状が重篤である必要があります。（表現を簡単にしています）尚、3級は「労働に著しい制限を加えることを必要とする程度」となっていますが、障害基礎年金では3級については不支給となります。

コメント [08]: 障害等級の説明をしています。

- 障害基礎年金の年金額は定額で、1級は966,000円、2級は772,800円です。

コメント [09]: 作成時点での年金額を明示しています。

- 花子様の障害基礎年金の請求が確実にできるよう、まずは、初診である〇〇市の〇〇心療内科にて「受診状況等証明書」を取得することから始めます。（1月26日依頼済み）

コメント [010]: 調査を終え、受診状況等証明書を取得する旨報告します。
お客様が業務の進捗状況に不安を持たれないよう、連絡や報告を密にしています。